

寒川町職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関し減ずる時間を定める規則
新旧対照表

現行	改正案
<p>寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第14条に規定する規則で定める時間は、<u>155時間</u>(次に掲げる職員にあっては155時間にその者の1週間当たりの勤務時間を寒川町勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た時間))</p>	<p>寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第14条に規定する規則で定める時間は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの間における寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)</u>第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法第28条の5第1項に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法第5条に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び同法第18条第1項の規定による短時間勤務をしている職員の職を占める職員にあっては7時間45分に同法第10条第1項に規定する職員及び同法第18条第1項に規定する職員の勤務時間を条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た時間))を乗じて得た時間とする。</p>
<p>と</p>	<p>(削る)</p>
<p>する。</p>	
<p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員</p>	

(2) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律(平成14年法律
第48号)第5条の規定により任期を定
めて採用された短時間勤務職員

(削る)

(3) 地方公務員の育児休業等に関する
法律(平成3年法律第110号)第10条第1
項に規定する育児短時間勤務をして
いる職員(同法第17条の規定による短
時間勤務をしている職員を含む。)
及び同法第18条第1項の規定による短時
間勤務をしている職員

(削る)

～略～

～略～

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行す
る。